

その財産は誰のものか？

「名義預金」にも注意が必要

相続対策を検討するうえで、税理士さんとのコラボレーションも必要になります。そこで、税理士の岩永愛氏にお話をうかがい、2回に分けて紹介します。(前回は昨年12月27日号に掲載)

東 相続税の増税が実施されれば、これまで以上に生前贈与が有効な節税対策となると考えられます。最近相談を受けたケースで、専業主婦が契約者となっている個人年金

税理士とのコラボレーション



税理士 岩永 愛氏

同志社大学大学院修了後、京都の大手会計事務所にて約6年間勤務。事業承継プロジェクトのメンバーとして、数多くの相続案件に携わる。その後、監査法人系列のコンサルティング会社勤務などをを経て、2010年7月に岩永愛税理士事務所を開業。

があり、問題はありません。生じるケースが、岩永 生じるケースが、税務上のありませぬ。税務上は、その保険料を誰が負担していたのか、重要になってきますので、年金受取がスタートした段階で、実際の負担者であるご主人から奥様に対しての年金受給権の贈与と見なされます。

東 それを申告していきなかつたとしても、すぐに税務署から何か言ってくるわけじゃない。岩永 実質の負担者は書類上では分からないので、その時点で税務署から何かお尋ねがあるという事は無いですね。

東 これまで、相続税の課税対象に該当しなかったために、指摘されなかったケースでも指摘される可能性が出てきます。奥様名義で、多額の預金が出てきた場合ですが、夫から渡された生活費の残余分を貯蓄していたもの、という主張をよびます。夫婦間において、預貯金の管理運用を妻に託したり、家計のやりくりを妻に任せて、その費用を妻に渡したりするのはよくありますが、その事実のみをもってその残余分が、任された妻の財産になるわけではありませぬ。妻の財産であると主張するためには、贈与契約書を作成し、贈与税の申告をきちんと行っておく必要があります。

東 名義預金と認定されることを回避するためには、また定期贈与(連年贈与)と見なされないために、きっちりの書面証拠を残すことが必要と思われま

現状の正確な把握から始める

トラブルのない円満な相続が一番

相続問題を 活用した コンサルティングセールス

(株)UBF 代表取締役 東 潤一

..... ⑪

あづま・じゅんいち
 (株)UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

生命保険は、そのための有効手段の一つといえると思うのですが、いかがですか。

岩永 毎年100万円を10年間贈与した場合は、そもそも1000万円を10

証拠書面をきっちり残しておく

生命保険も有効な手段の一つ

東 税務署からそれを指摘されるのは、岩永 相続が発生した場合、実質この保険料の負担者が誰だったかといったことは、預金通帳などを見れば分かることなので、その段階で指摘される可能性があります。ご親族の方全員の預金明細など、税務署が収集できる資料は一般の方が思っている以上に詳しく、各方面にわたっているの、バシバシだわ、という考えは持たない方がいいですね。税務署はご家族が知らないうちに情報も把握しているという認識が必要ですよ。

東 これまで、相続税の課税対象に該当しなかったために、指摘されなかったケースでも指摘される可能性が出てきます。奥様名義で、多額の預金が出てきた場合ですが、夫から渡された生活費の残余分を貯蓄していたもの、という主張をよびます。夫婦間において、預貯金の管理運用を妻に託したり、家計のやりくりを妻に任せて、その費用を妻に渡したりするのはよくありますが、その事実のみをもってその残余分が、任された妻の財産になるわけではありませぬ。妻の財産であると主張するためには、贈与契約書を作成し、贈与税の申告をきちんと行っておく必要があります。

東 名義預金と認定されることを回避するためには、また定期贈与(連年贈与)と見なされないために、きっちりの書面証拠を残すことが必要と思われま

平成23年度改正案による相続税・贈与税の速算表

法定相続人の取得金額	税率(%)	控除額(万円)
1,000万円以下	10	-
1,000万円超3,000万円以下	15	50
3,000万円超5,000万円以下	20	200
5,000万円超1億円以下	30	700
1億円超2億円以下	40	1,700
2億円超3億円以下	45	2,700
3億円超6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

※平成23年4月1日以後の相続等に適用

直系尊属からの贈与にかかる贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	-
200万円超400万円以下	15	10
400万円超600万円以下	20	30
600万円超1,000万円以下	30	90
1,000万円超1,500万円以下	40	190
1,500万円超3,000万円以下	45	265
3,000万円超4,500万円以下	50	415
4,500万円超	55	640

一般の贈与にかかる贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	-
200万円超300万円以下	15	10
300万円超400万円以下	20	25
400万円超600万円以下	30	65
600万円超1,000万円以下	40	125
1,000万円超1,500万円以下	45	175
1,500万円超3,000万円以下	50	250
3,000万円超	55	400

※平成23年1月1日以後の贈与に適用

保険金を渡すことができ把握するところから始めなければならぬです。東 保険料贈与については、今後は有効な提案を説明していただき、その方法になると思われるので、知識面でもキツキツ押さえておきたいです。最後に、生命保険の営業を行っておられる方にメッセージをお願いします。

岩永 その通りですね。東 ありがとうございます。今後は、仕事を一緒に

岩永 そうですね、経営者や資産家の方でも、ご自身の相続についてきちんと把握されている方が、この記事をお読みになれば、素晴らしいですね。岩永 ありがとうございます。お話しして、この商品が良いですよ、と勧められてしまうと、マイナスの結果を生んでしまいます。後からトラブルや解約につながる可能性もあります。ただ商品をお勧めするのではなく、保険の営業の方から経営者の方に、相続対策とは節税だけではなく、一番はトラブルを避けたいというニーズを汲み取ることが大切だと、現状を正確に